経済情報コンダクター

2019 6月号
（毎月1回25日発行）

月刊 東海財界

TOKAI ZAIKAI

吉田麺業・吉田孝則社長

NHKキャスター・福田ちづるさん

愛知県歯科医師会
内堀典保会長

CBC Drone School
西村昌績社長

愛知総合工科高等学校
山口直人校長

CBCラジオ・東海ラジオ・岐阜放送・FM愛知・ZIP－FM

－放送各社トップに聴くシリーズ第2弾－

片岡信恒弁護士の法律相談事務所

片岡　信恒（かたおか　のぶつね）昭和５５年片岡法律事務所を設立。３０年以上に渡り、取引紛争・契約書作成・労働紛争・医療関係など、法人、及び相続・交通事故・遺言・離婚などの法律問題全般を取り扱っている。
<片岡法律事務所> 名古屋市中区丸の内２丁目１９番２５号ＭＳ桜通７、８階　☎０５２－２３１－１７０６

【質問】 私は、夫を今年１月に亡くしました。子供は交通事故で亡くしました。夫は働いていましたが、お酒が好きで家計は苦しく、内職をしていました。夫の遺産としては、自宅、周辺の農地と、１０００万円の預金がありました。夫には姉が３人いますが、長女、次女は既に死亡し、長女にはＡ、次女にはＢ、Ｃの子供（私の甥と姪）がいます。私は夫から、暴力を受けて苦労して生活をしてきたこともあり、一人で相続したいと考えていますが、良い方法がありませんか。

【回答】 最近、私が担当した相続案件で、これに似たケースがありました。

このケースについて当てはめて説明しますと、このような場合、多くの弁護士は、相談者が、他の相続人、即ち三女、Ａ、Ｂ、Ｃから相続分の譲渡をしてもらう方法を考えます。なお、この事例の法定相続分は、相談者が４分の３、三女とＡが１２分の１、ＢとＣは２４分の１です。

手順としては、まず相続分譲渡の合意書を作成します。譲渡してくれる相続人からは印鑑証明書をもらう必要があります。相続人全員から相続分譲渡を受ければ、全部の遺産を相続できることになります。

ところが、私が担当したケースでは、最初に相談を受けた司法書士が、他の相続人に家庭裁判所へ相続放棄申述をしてもらう方法を選びました。相続開始を知ってから３ヶ月以内にしなければならないので、急がなければなりません。確かに、全相続人が相続放棄の申述してくれれば、相談者だけが相続人となり、全遺産を取得できます。

しかし、このケースでは、ＢとＣ が相続放棄申述をしてくれませんでした。その結果、各相続人の相続分は、相談者が４分の３、ＢとＣが８分の１ずつ、ということで、相談者の相続分は全く増えませんでした。三女とＡが相続放棄してくれたのに、その好意が全く無になってしまったのです。

私は、まず、ＢとＣに８分の１ずつの相続分をもう少し譲歩してもらえないか、という内容の書面を送りました。しかし、何の返事もなかったので、ＢとＣを相手方として遺産分割調停を申し立てました。ＢとＣが、他のＡと三女が相続放棄した気持ちを理解して、本来の相続分２４分の１ずつで譲歩してくれること期待しましたが、期待ははずれました。

Ａと三女は、あくまでも、相談者に自分の相続分を譲渡する気持ちで相続放棄をしています。そこで、やむを得ず、相続放棄の申述をしてくれたＡと三女に、相続放棄申述が錯誤により無効である、との裁判を提起してもらうよう頼みました。

ところで、「遺言無効確認訴訟」、「遺産分割協議無効確認訴訟」とは違って、「相続放棄申述無効」という訴訟ができないことには注意が必要です。

相続放棄の無効を前提として請求する内容を、訴訟の請求の趣旨としなければなりません。あまり例のない裁判ですが、なんとか勝訴判決を得ました。